

# 「復興基本法」と共に「<sup>きょうじん</sup>強靱化基本法」の制定を

京都大学大学院 都市社会工学専攻 藤井聡

1. 震災復興とは、大きく傷ついた地域社会の「治療」である。だから、何よりも必要なのは「迅速さ」である。ここでいつまでも復興せずに放置しておけば、被災地は永遠に「治療＝ふるさと再生」ができなくなってしまう。だから、本基本法に基づいた**20兆円規模の国債発行に基づく大規模な復旧・復興が、まずは、今すぐに不可欠**だ（ただし、総額では、例えば5ヶ年で40～50兆円程度の「公費負担」が見込まれる）。
2. 今、ガレキ処理、被災者の疎開、仮設住宅整備、基本的インフラの復旧等に加えて特に行うべきは「廃業の負の連鎖」と「転出の連鎖」を食い止めることだ。そのためにも、**二重ローン対策**を今すぐに徹底的に遂行することだ。一定の基準を設けて、一重目ローンを、**最終的に「国が全て肩代わりする」**かたちの対策が不可欠だ。  
廃業の負の連鎖：漁業・農業・商業等の地場産業の担い手の一人一人が、廃業を余儀なくされれば、将棋倒し的に皆が廃業し、地域産業そのものが壊滅する問題。  
転出の連鎖：被災地の人々が、元の地域で暮らすことを諦め、被災地から転出すればするほど、皆が将棋倒し的に転出し、地域社会そのものが壊滅する問題。
3. 国費に加えて、大量の義援金が被災地に支給されていない。その配分を適切に急ぐためにも、徹底的に、**自治体や地場産業組合（農協、漁協、建設業協会等）等の「地域組織」を活用すべき**だ。一定の基準を設けて、そうした地域組織に資金を配分し、その**配分方法を「地域組織に任せる」態度が不可欠**だ。結局それが「公平」かつ「効率的」な分配をもたらすだろう。
4. そうした膨大な復興事業を行うための「実行組織」として、中央の復興院に加えて、国と地域をつなぐ、「中間的な広域的な地域組織」を、例えば、特別な立法に基づく「東日本ふるさと再生機構」というかたちで、**被災地・東北に設置**することが不可欠だ。
5. 今回の大震災は、日本経済の「供給」を傷付けたばかりではなく「需要」を大きく破壊している。後者の需要の棄損を放置すれば「震災デフレ」が深刻化する。これを食い止めるための対策（**需要拡大策**）が「**非被災地においても不可欠**」である\*。この対策が不在となり、震災デフレが放置されれば、日本のGDPが近い将来300兆円台にまで割り込み、抜本的な税収減少と財政悪化が生ずる可能性が危惧される。

\* 今、非被災地の公共投資を削減して被災地に回すとされているが、それでは震災デフレを加速する方針であり、日本経済に深刻な被害をもたらすことは避けられない。

6. 過去二千年間に東北太平洋沖でM8以上の巨大地震が4回発生しているがその内の3回(75%)で東海・南海・東南海地震(西日本大震災)という巨大地震が18年以内の間隔で「連動」し、その4回の東北太平洋沖の巨大地震の全てのケース(100%)において首都直下型地震(関東大震災)が10年以内の間隔で「連動」している。我が国は今、これらの巨大地震が、数年以内、10年前後以内に連発し、このままの無策の状態では、200兆円～300兆円程度の被害(東日本大震災の5～10倍程度)を被るであろう、ということを、冷静に、“覚悟”をしなければならない。(参考資料1 参照)

7. つまり、今のまま超巨大震災に無策であれば、日本国家の存続そのものが危うくなり、日本国民が皆、孫子の代まで凄まじい不幸の内での暮らしを余儀なくされることは、火を見るより明らかである。だから、「日本の国家存続」を望むのなら、「日本列島」そのものを遅くとも10年以内に「強靱化」し、これらの巨大地震の連発に備えなければならない。

- ① 建築物の耐震強化 (特に、皇居、官邸、国会議事堂、諸官庁、学校、原発施設 等。老朽化した、橋梁、道路、ダム等の各種インフラ対策も不可欠)
- ② BCP (事業継続計画) の各法人に対する義務化
- ③ 防災教育 の徹底、地域コミュニティの維持・活性化
- ④ 食料とエネルギーの 自給率の確保
- ⑤ インフラ・エネルギーシステムの多重化 (例：リニア新幹線・第二東名の10年内の開通、北陸新幹線の開通、紀勢道・三陸道等の開通、ガス・自然エネルギー等の多重化・原発、等)
- ⑥ 「強靱な国土構造」の形成(分散型国土のための日本海沿岸域・九州・北海道の開発・振興策、首都機能の分散化の議論再燃) 等

(藤井聡著『列島強靱化論』文春新書 参照)

(藤井研究室『日本復興計画』藤井聡研究室 HP 参照 <http://trans.kuciv.kyoto-u.ac.jp/tba/>)

8. これらの強靱化対策を推進するには、「建設国債」を中心とした200兆円規模の予算が必要である。この「国債」は、巨大地震による巨大被害という「負の遺産」の代わりに、生命と財産を守る「強靱な日本列島」という「正の遺産」を後世に残すためのものである以上、後世に対する「ツケ」などでは断じてない。しかもこの規模の公共投資を適切かつ裁量的な「金融政策」と「税政策」を併せて実施することで(参考：Lernerの機能的財政論)日本の「適切」な経済成長が可能となり、日本のGDPは800兆円～1000兆円超という「所得倍増」とも言いうる水準に達するであろうことも見込まれる。そうなれば、財政再建、少子高齢化等の、我が国が抱える根深い諸問題を、一気に解消することが可能となる。

9. ついては是非とも、後世の人々の生命と財産と国民生活を守るための「列島強靱化10年計画」を、(通常の単年度予算ではない年度を越えた公共投資の数値目標に基づくかたち)の必要かつ十分な予算で、「挙国一致」で、着実に遂行していくための「強靱化基本法」(仮称)を、「復興基本法」と併せて制定いただくことを、国政に直接・間接に関わられている皆様方に、心から御願いたい。

以上

## 「日本の存亡」に関わる巨大地震のさらなる危機

・東日本大震災以前の推計値では...

首都直下型地震→ 30年確率70% (M7で112兆円の損失) ←東日本大震災の5~6倍

東海・南海・東南海地震→ 30年確率50~87% (81兆円の損失) ←東日本大震災の3~4倍

・ただし、「過去二千年間の東日本太平洋側のM8以上の地震4例中  
4例とも首都直下型地震と連動(10年以内)し、  
4例中3例が東海・南海・東南海地震と連動(18年以内)。

東日本側		西日本側		首都圏	
貞観地震 (M8.3-8.6) 869年	→	仁和地震 (M8.0 - 8.3) 東海・東南海 887年	18年後	相模・武蔵地震 (M7.4) 878年	9年後
慶長三陸地震 (M8.1) 1611年	→	慶長地震 (M7.9-8.0) 東海・南海・東 南海 1605年	6年前	江戸地震 (M6.1) 1615年	4年後
明治三陸地震 (M8.2-8.5) 1896年	→	-	-	明治東京地震 (M7) 1894年	2年前
昭和三陸地震 (M8.2-8.5) 1933年	→	昭和南海・東南 海地震 (M7.9-8.0) 1944-46年	11年後	関東大震災 (M7.9) 1923年	10年前

・早急に対応しないと、「日本国家の存続」そのものが、危機に晒される。